

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和3年5月27日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問2 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

()

問3 (名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

()

問4 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

()

問5（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

（ ）

問6（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（ ）

問7（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の効率の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の効率性の向上に努めなければならない。

（ ）

問8（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、運行計画に定めるところに従わなければならない。

（ ）

問9（事業の遂行能力の審査）

国土交通大臣は、法第3条の規定による許可の申請が法第6条第3号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

（ ）

問10（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

（ ）

問 1 1 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問 1 2 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 1 3 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

()

問 1 4 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

()

問 1 5 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

()

問 1 6 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 1 7 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

問 1 8 (運行管理者の資格要件)

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務の経験を有し、その間に国土交通大臣の認定を受けた講習を1回以上受講した者は、運行管理者資格者証の交付を受けることができる。

()

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

()

問 2 0 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問 2 1 (移転登録)

登録自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

()

問 2 2 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

()

問 2 3 (定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問 2 4 (交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

()

問 2 5 (運転者の遵守事項)

車両等の運転者は、自動車を運転する場合において業務上の必要がある場合は、当該自動車が停止しているときでなくても、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してもよい。

()

問 2 6 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

()

問 2 7 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。

()

II. 次の問28から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項として正しい組み合わせを次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入してください。

- ・拘束時間は、1箇月について（ A ）時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- ・1日についての拘束時間は、（ B ）時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ C ）時間とすること。

ア. A : 293 B : 8 C : 13

イ. A : 293 B : 13 C : 16

ウ. A : 273 B : 13 C : 16

()

問29（事業計画の変更の届出）

事業計画の変更について、次のア～オの中で届出事項に該当するものを2つ選び記入してください。

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- オ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和3年5月27日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(第2条第2項) (○)

問2 (一般貨物自動車運送事業の許可) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(第3条) (○)

問3 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(第27条第2項) (○)

問4 (事業の譲渡し及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(第30条第1項) (○)

問5 (運行管理者) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(第18条第1項) 基礎講習→資格者証の交付 (×)

問6 (運賃及び料金等の掲示) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) 主たる事務所その他の営業所において (×)

問7 (輸送の安全性の向上) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の効率の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の効率性の向上に努めなければならない。

(第15条) 輸送の効率→輸送の安全 (×)

問8 (事業計画) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、運行計画に定めるところに従わなければならない。

(第8条第1項) 運行計画→事業計画 (×)

問9 (事業の遂行能力の審査) **【貨物自動車運送事業法施行規則】**

国土交通大臣は、法第3条の規定による許可の申請が法第6条第3号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

(第3条の6第2号、第3号) 審査するものとする (×)

問10 (点呼等) **【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

(第7条第1項、第2項) 運行上やむを得ない場合を除き、対面 (×)

問 1 1 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第 1 1 条) (○)

問 1 2 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

(第 8 条第 1 項) 事業用自動車ごと→運転者ごと (×)

問 1 3 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において 3 年間保存しなければならない。

(第 1 0 条第 1 項) (○)

問 1 4 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1 週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

(第 9 条の 3 第 1 項) 第 7 条第 3 項に規定する乗務を含む運行ごと (×)

問 1 5 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

(第 9 条の 5) 運転者でなくなってから 3 年間保存 (×)

問 1 6 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第9条) 全ての→第9条各号に列挙される事業用自動車 (×)

問 1 7 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第3条第4項) (○)

問 1 8 (運行管理者の資格要件) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務の経験を有し、その間に国土交通大臣の認定を受けた講習を1回以上受講した者は、運行管理者資格者証の交付を受けることができる。

(第24条第1項) 5年以上の実務の経験、5回以上の講習受講 (×)

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業法報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

(第2条第1項) 100日以内 (×)

問 2 0 (自動車に関する表示) 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(第95条) (○)

問 2 1 (移転登録) 【道路運送車両法】

登録自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

(第13条) (○)

問22 (自動車検査証の備付け等) 【道路運送車両法】

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(第66条第1項) (○)

問23 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条第1項第1号) × 1ヶ月ごと → ○ 3ヶ月ごと (×)

問24 (交通事故の場合の措置) 【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

(第72条第1項) (○)

問25 (運転者の遵守事項) 【道路交通法】

車両等の運転者は、自動車を運転する場合において業務上の必要がある場合は、当該自動車が停止しているときでなくても、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してもよい。

(第71条第5号の5) 業務上の必要がある場合でも不可 (×)

問26 (休日) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

(第35条) (○)

問27 (親事業者の遵守事項) 【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。

(第4条第1項第5号) (○)

II. 次の問28から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項として正しい組み合わせを次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入してください。

- ・拘束時間は、1箇月について（ A ）時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3, 516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
 - ・1日についての拘束時間は、（ B ）時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ C ）時間とすること。
- ア. A : 293 B : 8 C : 13
イ. A : 293 B : 13 C : 16
ウ. A : 273 B : 13 C : 16

（第4条）（イ）

問29（事業計画の変更の届出）

事業計画の変更について、次のア～オの中で届出事項に該当するものを2つ選び記入してください。

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- オ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

（貨物自動車運送事業法第9条、施行規則第2条、第5条、第6条、第7条）

（ア）（エ）

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R3.5	
受験者数	18	
合格者数	15	